

すこやかベビー出産祝い金

新生児を出産された方に対するお祝い金です。出生後60日以内に申請してください。

金額 出生児1人につき100,000円

対象 出産の日まで引き続き1年以上町内に住所を有する方、かつ新生児と生計を1つにし、
養育をしている方(父、母どちらでも可)

持ち物 通帳

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

出産祝い品贈呈制度

お子さんの健やかな成長を願うとともに、新しい町民の誕生をお祝いし、お祝い品を贈呈します。出生後60日以内に申請してください。

対象者 大台町に住民登録があり、新生児と生計を一つにし、養育している方

祝い品 新生児一人につき出産祝い品を赤ちゃん訪問時等に贈呈。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

マタニティギフト・子育てギフト(出産子育て応援交付金)

「母子健康手帳(妊娠届出)の交付」後にマタニティギフト、「こんにちは赤ちゃん訪問」後に子育てギフトを支給します。

対象 妊婦と生後4か月までのお子さん

内容 「マタニティギフト(妊娠時)」、「子育てギフト(出産時)」として、それぞれ妊婦と子ども1人あたり5万円を支給します。

申請 マタニティギフトは、母子健康手帳交付時にマタニティギフト支給申請書兼請求書を記入し提出、子育てギフトは、こんにちは赤ちゃん訪問時に子育てギフト支給申請書兼請求書を記入し、提出してください。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

児童手当

次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校終了までの児童を養育している方に手当を支給します。

対象者 中学3年生までのお子さんを養育している父母等

持ち物 ・請求者名義の通帳またはキャッシュカード

・請求者及び配偶者のマイナンバーカード又は通知カード

※通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している時は、通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用できます。令和2年